

令和3年度

# 北九州市交通安全実施計画

令和3年11月

北九州市交通安全対策会議



# 目 次

はじめに	1
第1節 道路交通環境の整備	
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
(1) 生活道路等における交通安全対策の推進	4
(2) 通学路等における交通安全の確保	6
(3) 高齢者、障害のある人者等の安全に資する歩行空間等の整備	7
2 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化	8
3 幹線道路における交通安全対策の推進	
(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	8
(2) 事故危険箇所対策の推進	9
(3) 幹線道路における交通規制	12
(4) 重大事故の再発防止	12
(5) 適切に機能分担された道路網の整備	13
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	14
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	14
(8) 交通安全施設等の高度化	15
4 踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置	15
5 交通安全施設等整備事業の推進	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理	16
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	17
(3) 幹線道路対策の推進	19
(4) 交通円滑化対策の推進	20
(5) 高速道路交通システム（ITS）の推進による安全で快適な道路交通環境 の実現	20
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進	21
(7) 連絡会議等の活用	21
6 高齢者等の移動手段の確保・充実	22
7 歩行空間のユニバーサルデザイン化	23
8 無電柱化の推進	24
9 効果的な交通規制の推進	25
10 自転車利用環境の総合的整備	
(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備	26
(2) 自転車等の駐車対策の推進	26
11 高度道路交通システム（ITS）の活用	
(1) 道路交通情報通信システムの整備	27
(2) 新交通管理システム（UTMS）の推進	27
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進	27
(4) ETC 2.0の展開	27
(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	27
12 交通需要マネジメントの推進	
(1) 公共交通機関利用の促進	28
13 災害に備えた道路交通環境の整備	
(1) 災害に備えた道路の整備	29
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	30
(3) 災害発生時における交通規制	30

(4) 災害発生時における情報提供の充実	31
(5) 災害発生時における交通マネジメント	31
14 総合的な駐車対策の推進	
(1) きめ細かな駐車規制の推進	32
(2) 違法駐車対策の推進	32
(3) 駐車場等の整備	32
(4) 違法駐車を排除する機運の醸成・高揚	32
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	32
15 道路交通情報の充実	
(1) 情報収集・提供体制の充実	34
(2) 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化	34
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進	34
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保	34
16 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	35
(2) 子供の遊び場等の確保	37
(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	38
(4) 地域に応じた安全の確保	38
第2節 交通安全思想の普及徹底	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	39
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	41
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	43
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	45
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	47
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	48
(7) 障害のある人に対する交通安全教育の推進	49
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進	50
(9) 交通弱者の安全を確保する交通安全教育の推進	50
2 効果的な交通安全教育の推進	51
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
(1) 交通安全運動の推進	51
(2) 横断歩行者の安全確保	52
(3) 自転車の安全利用の推進	53
(4) 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	55
(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	56
(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底	57
(7) 反射材用品等の普及促進	57
(8) 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進	58
(9) 効果的な広報の実施	58
(10) その他の普及啓発活動の推進	59
4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	59
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	60
第3節 安全運転の確保	
1 運転者教育等の充実	
(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	61
(2) 運転者に対する再教育等の充実	62

(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	6 2
(4) 二輪車安全運転対策の推進	6 3
(5) 高齢運転者対策の充実	6 4
(6) 飲酒運転者対策の充実	6 5
(7) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底	6 8
(8) 自動車運転代行業の指導育成等	6 9
(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	7 0
(10) 危険な運転者の早期排除	7 1
2 安全運転管理の推進	7 2
3 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	7 3
(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	7 4
(3) ICT・自動運転等新技術の開発・普及推進	7 5
(4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止 対策	7 5
(5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策	7 5
(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	7 6
(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進	7 6
(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	7 6
(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等	7 7
4 交通労働災害の防止等	
(1) 交通労働災害の防止	7 8
(2) 運転者の労働条件の適正化等	7 8
(3) 自動車運送業における勤務環境の改善	7 8
5 道路交通に関連する情報の充実	
気象情報等の充実	7 9
第4節 車両の安全性の確保	
1 自動車アセスメント情報の提供等	8 3
2 自動車の検査及び点検整備の充実	
(1) 自動車の検査の充実	8 3
(2) 自転車点検整備の充実	8 4
3 リコール制度の充実・強化	8 5
4 自転車の安全性の確保	8 6
第5節 道路交通秩序の維持	
1 交通の指導取締りの強化等	
(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	8 7
(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	8 7
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	8 9
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化	8 9
(3) 交通事故事件等に係る科学的審査の推進	8 9
3 暴走族等対策の推進	
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	9 0
(2) 暴走行為阻止のための環境整備	9 0
(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進	9 0
(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止	9 0
(5) 車両の不正改造の防止	9 0
第6節 救助・救急活動の充実	

1	救助・救急体制の整備	
(1)	救助体制の整備・拡充	9 1
(2)	多数傷病者発生時における救助・救急体制の充実	9 2
(3)	自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当 の普及啓発活動の推進	9 3
(4)	救急救命士の養成・配置等の促進	9 4
(5)	救助・救急用資機材の整備の充実	9 4
(6)	消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	9 5
(7)	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	9 5
(8)	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	9 6
2	救急医療体制の整備	9 6
3	救急関係機関の協力関係の確保等	9 7
第7節	被害者支援の充実と推進	
1	損害賠償の請求についての援助等	
(1)	交通事故相談活動の推進	9 7
(2)	損害賠償請求の援助活動等の強化	9 7
2	交通事故被害者支援の充実強化	
(1)	交通事故被害者等に対する援助措置の充実	9 8
(2)	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	9 8
第8節	交通事故要因の総合的な調査分析の推進	9 9
<b>【資料】</b>		
	交通安全対策基本法 抜粋	1 0 0
	北九州市交通安全対策会議規則	1 0 2
	北九州市交通安全対策会議委員名簿	1 0 4

# はじめに

## 1 作成根拠

交通安全対策基本法第 26 条第 4 項により策定するもので、第 10 次北九州市交通安全計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度）の実施計画です。北九州市内における道路交通の安全について、市・県・警察・国の地方行政機関が令和 3 年度に実施する施策を取りまとめています。

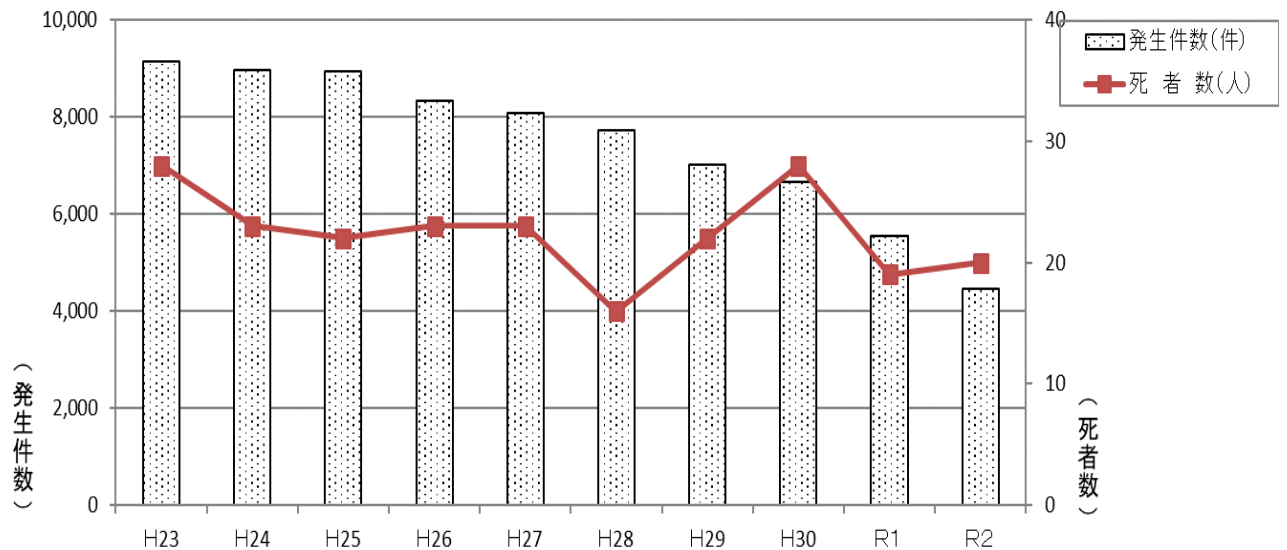
## 2 北九州市の現状

北九州市で発生した道路交通事故（以下「交通事故」という。）全体の年次別の推移は以下のとおりです。

北九州市の交通事故年次別推移（過去10年間）

（単位：件、人）

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
発生件数(件)	9,137	8,951	8,949	8,325	8,075	7,729	7,001	6,649	5,542	4,450
死者数(人)	28	23	22	23	23	16	22	28	19	20



令和 2 年の市内での交通事故は、発生件数 4,450 件、死者数 20 人でした。

発生件数については、平成 23 年（9,137 件）と比較すると 4,687 件減少しており、過去 25 年間で最も少ない件数となりました。また、死者数については平成 23 年（28 人）と比較すると 8 人減少しており、過去 3 番目に少ない人数となりました。

3 本市の主な交通事故の状況は以下のとおりです。

### ① 高齢者の安全確保

高齢者の交通事故の推移

北九州市内

(単位：件、人)

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
事故件数	2,091	2,145	2,331	2,256	2,403	2,388	2,227	2,249	1,854	1,582
全事故比	22.9%	24.0%	26.0%	27.1%	29.8%	30.9%	31.8%	33.8%	33.5%	35.6%
死者数	15	16	13	13	16	9	9	14	12	16
全死者比	53.6%	69.6%	59.1%	56.5%	69.6%	56.3%	40.9%	50.0%	63.2%	80.0%

福岡県内

(単位：件、人)

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
事故件数	9,669	9,989	10,668	10,998	11,247	10,880	10,480	9,802	8,588	7,032
全事故比	22.3%	23.1%	24.4%	26.7%	28.3%	29.2%	30.1%	31.3%	31.9%	32.7%
死者数	85	90	81	82	87	76	80	80	55	53
全死者比	54.1%	55.9%	55.9%	55.8%	57.2%	53.1%	57.6%	58.8%	56.1%	58.2%

高齢化が進む本市では、高齢者の交通事故防止が大きな課題のひとつとなっています。最近の傾向をみると、交通事故全体に占める高齢者が関連した交通事故の割合は年々増加し、3割以上が高齢者の交通事故となっています。

また、交通事故死者数に関しては、20人中16人が高齢者となっており、全体の8割を占めています。

### ② 自転車の安全確保

自転車事故件数の推移

北九州市内

(単位：件、人)

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
発生件数	1,167	1,136	1,069	972	850	777	751	701	622	496
全事故比	12.8%	12.7%	11.9%	11.7%	10.5%	10.1%	10.7%	10.5%	11.2%	11.1%
死者数	4	2	1	3	4	2	2	2	1	1

福岡県内

(単位：件、人)

年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
発生件数	7,439	7,088	6,818	6,324	5,775	5,131	5,074	4,383	4,068	3,280
全事故比	17.2%	16.4%	15.6%	15.4%	14.5%	13.8%	14.6%	14.0%	15.1%	15.3%
死者数	24	18	20	17	12	19	17	20	12	9

北九州市は、環境未来都市としてモーダルシフト（交通手段の転換）を推進することとしています。そのうち自転車は、最も環境にやさしく健康志向にも合致するうえ、自転車利用環境計画においても取組が進められることから、今後ますます利用者の増加が見込まれます。

本市の自転車が関連した交通事故は、令和2年が496件であり、減少傾向が続いています。



### ③ 飲酒運転の撲滅

飲酒運転による交通事故件数の推移

北九州市内										(単位：件、人)	
年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	
発生件数	46	33	34	22	27	28	25	35	28	21	
全事故比	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	
死者数	0	1	0	0	0	2	0	0	2	0	

福岡県内										(単位：件、人)	
年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	
発生件数	257	185	171	153	156	158	126	144	133	111	
全事故比	0.6%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	
死者数	8	5	3	4	2	6	0	4	8	4	

平成 24 年 4 月 1 日、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例が施行され、様々な場面で広報啓発活動等に取り組んできました。

令和 2 年の飲酒運転による交通事故発生件数は、21 件と前年に比べ 7 件減少しました。

今後も、市民や関係機関等と一体となり、飲酒運転の撲滅に向けた取組を展開していきます。

## 4 計画の推進

第 10 次北九州市交通安全計画では、令和 7 年までに交通事故死者数を 15 人以下、交通事故発生件数を 3,300 件以下に定め、この目標が達成できるよう、県や市、警察、関係機関・団体等が密に連携を図り、究極的には交通事故のない社会となるよう取り組んでいきます。